

## もりおか女性センターの名称変更に係る検討について

### 1 趣旨

女性センターの名称については、変更を含めこれまでも何度か検討されてきたが、令和6年9月議会の質問を受け、考えられる課題等を整理しながら、改めてふさわしい名称と施設のあり方について検討が必要なことから、今後の進め方について協議するもの。

### 2 概要（センター設置と名称変更について）

- ・女性センターは、市の男女共同参画推進のための拠点施設として、平成12年6月に設置。

#### 盛岡市女性センター条例第2条

男女共同参画社会の形成に資するため、各種の講座、研修、情報及び交流の場の提供、相談事業等を行う施設として、女性センターを次表のとおり設置する。

| 名称         | 位置              |
|------------|-----------------|
| もりおか女性センター | 盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号 |

- ・女性センターの名称変更については、「働く婦人の家」との統合（平成17年4月1日）の際に検討されたが、女性団体等の意見を踏まえ、見送った経緯がある。
- ・令和6年3月現在、全国359の「男女共同参画・女性のための総合的な施設」が設置されているが、「女性センター」など女性のみを冠した施設は、48施設（13%）あり、「男女」を冠する施設は290施設（81%）となっている。（うち「男女共同参画センター」は251施設）
- ・ここ1、2年のうちに女性のみを冠した名称から変更した施設は5施設。（施設の移転や条例の制定を機に検討したもの、「男性の利用を妨げている」等の声によるもの等）

### 3 委員皆様へのアンケート

（令和6年10月実施 回答数9件）

| 女性センターの名称<br>変更の必要性 | 回答数 | 主な理由・意見等（要約）  |
|---------------------|-----|---|
| (1)必要があると思う         | 5   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は「多様な生き方の選択」や「人権尊重」を核にした施策の実現が求められる時代である。</li> <li>・女性を、保護すべき弱者から、共に男女共同参画を担う主体として位置付けし直す時期に来ていると考える。</li> <li>・男性の意識改革の啓発等、性別を超えた取組が進めやすくなる。</li> <li>・名称の変更により利用者の範囲が増える可能性がある。</li> <li>・対象者に対応した名称にしたほうが市民にもわかりや</li> </ul> |

|              |   |  |
|--------------|---|--|
|              |   | すい。今の名称は女性限定のセンターとの誤解を受け<br>る可能性がある。   |
| (2) 必要はないと思う | 1 | ・ やっとできた女性の拠り所であり、早急に変更すると<br>女性の方々がどこを頼っていいか迷ってしまう。   |
| (3) どちらでもない  | 3 | ・ 市民運動を発端に設立した施設であり、当時の女性た<br>ちの思いが反映された名称である。一方、現在では様々な<br>立場の方が利用する施設にもなっている。<br>・ 施設の設置目的、何を指しどのように運営してい<br>きたいかによる。<br>・ 多くの方々から意見を聞き議論するのが大切。 |

#### 4 今後の進め方

時代の変化や新たなニーズに対応し、より効果的で望ましい男女共同参画を推進していくためには、施設の役割や今後の施策の方向性を改めて考えていく必要があり、その一環としてセンターの名称変更の可否についても検討が必要と思われる。

検討にあたっては、市が今後目指していく男女共同参画について、ビジョンを明確にする必要があり、市民の意見、名称変更に伴い想定されるメリットやデメリット、現在のジェンダーに関する課題等を把握するため、具体的な情報収集や検討を始めたい。

#### 5 スケジュール（仮）

| 時 期  |                         | 工 程                   | 備 考                    |
|------|-------------------------|-----------------------|------------------------|
| 令和7年 | 4月～                     | ・ 市民、関係団体、利用者等の意見徴収   |                        |
|      | 6月                      | ・ 市民部で方針決定、庁内調整       | 部の方針と今後のスケジュール<br>について |
|      | ※（以下、名称変更に向け進めることとした場合） |                       |                        |
|      | 8月                      | ・ <b>男女共同参画審議会</b>    | 方向性、今後の進め方等協議          |
|      | 8月～                     | ・ 関係団体、利用者等と合意形成      |                        |
| 令和8年 | 2月                      | ・ <b>男女共同参画審議会</b>    | 進捗状況と条例改正案             |
|      |                         | ・ 市議会全員協議会で名称変更について説明 |                        |
|      | 6月                      | ・ 市議会6月定例会で条例改正案審議～議決 |                        |
|      | 7月                      | ・ 告示                  | 印刷物、案内板、HP更新等          |
|      |                         | ・ 変更に係る諸準備            |                        |
| 8月   | <b>新センター名適用</b>         |                       |                        |